

| | |
|-----------------|-----------------|
| 昭和44年11月5日 制定 | 平成12年10月14日一部改正 |
| 昭和47年10月20日一部改正 | 平成15年10月18日一部改正 |
| 昭和48年10月5日一部改正 | 平成16年11月13日一部改正 |
| 昭和49年10月8日一部改正 | 平成18年10月28日一部改正 |
| 昭和52年10月8日一部改正 | 平成22年9月25日一部改正 |
| 昭和58年9月29日一部改正 | 平成23年10月22日一部改正 |
| 昭和59年9月27日一部改正 | 平成25年10月12日一部改正 |
| 平成元年9月29日一部改正 | 平成26年10月25日一部改正 |
| 平成8年10月12日一部改正 | 平成28年10月8日一部改正 |
| 平成10年9月19日一部改正 | |

日本音楽教育学会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会を日本音楽教育学会と称する。また英文名を、Japan Music Education Societyと称する。
- 第2条 本会は、音楽教育に関する会員相互の研究協議をとおして、音楽教育研究の振興と音楽教育活動の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 音楽教育に関する研究発表会および研究協議会等の開催
 - (2) 学会誌『音楽教育学』その他の出版物の編集および刊行
 - (3) 研究資料の収集および調査
 - (4) 国内外の関係団体との情報交換
 - (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 本会に事務局を置く。事務局については細則で定める。

第二章 会 員

- 第5条 本会は次の会員によって構成される。
- (1) 正会員 音楽教育の研究にたずさわり、本会の目的に賛同する者
 - (2) 学生会員 音楽教育の研究を志す学部学生で、本会の目的に賛同する者
 - (3) 名誉会員 本会に寄与し、本会から特別に認められた者
 - (4) 団体会員 本会の目的に賛同する研究教育機関・団体
 - (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人・団体
 - (6) 特別会員 国外に在住する外国人で、本会の目的に賛同する者
- 第6条 本会の入会の手続きは次のとおりとする。
- (1) 正会員、学生会員は、正会員または名誉会員1名の推薦を受けて入会を申請し、理事会の承認を得る。

- (2) 名誉会員は理事会が推薦し、総会の承認を得る。
- (3) 団体会員、賛助会員および特別会員は、それぞれが入会を申請し、理事会の承認を得る。
- 第7条 会員は会費を納入しなければならない。会費については細則で定める。

第三章 組織及び運営

第8条 本会に次の役員及び組織を置く。

役員

- 会長 1名
副会長 1名
事務局長 1名
理事 20名（常任理事9名、副会長1名、事務局長1名を含む）
会計監事 2名

組織

- 総会
理事会
常任理事会
地区組織
編集委員会
選挙管理委員会
国際交流委員会
学会賞審査委員会
広報委員会
参事組織
事務局

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の管理・運営にあたる。
- (4) 常任理事は理事会の委嘱にもとづき、本会の運営の実務にあたる。
- (5) 会計監事は本会の会計を監査する。

第10条 役員は、正会員の中から次の方法によって選出する。

- (1) 会長は、正会員の直接選挙によって選出する。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が指名し総会の承認を得る。
- (3) 理事は、各地区において会員の直接選挙によって選出する。地区および定員については、細則で定める。
- (4) 常任理事、事務局長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (5) 会計監事は、理事会が推薦し、総会において承認を得る。

第11条 本会の役員の任期は、選出された次の会計年度のはじめから2年間とし、再任を妨げない。ただし、同一の役職に連続して就任する場合は、2期までとする。

- 2 役員に特別の事情がある場合は、その任期途中でであっても理事会の了承を得て辞任することができる。
- 3 欠員の補充に関しては理事会の判断に委ねる。補充する場合、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事の欠員を補充する場合は、選出地区の次点者をもって補う。

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、本会の事業および運営に関する次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 決算および予算
- (3) 役員の承認
- (4) 会則等の改正
- (5) 翌年度大会開催地および時期
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

第13条 総会は、年1回、会長がこれを招集し、正会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 3 臨時総会は、理事会の決議または全正会員の10分の1以上の記名による請求によって会長が招集する。

第14条 理事会は、会長、副会長および理事によって構成され、総会で決定された事業ならび予算・決算について責任を負い、執行の任にあたる。

- 2 理事会は、総会が開催できない場合に、本会の管理・運営上の重要事項について審議決定する。ただし、総会の事後承認を必要とする。
- 3 理事会は、年1回以上会長が招集する。なお、理事の過半数が理事会の開催を請求した場合、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 理事会は理事の5分の3以上の出席で成立する。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数による。
- 6 理事会は、本会則第3条に定める事業を行うために編集委員会、その他必要な委員会をおくことができる。委員会の規定は別に定める。
- 7 次期会長に選出された者は、次期副会長を指名する場合、次期常任理事、次期事務局長を選出する場合に限り、その任期以前に次期会長と次期理事によって構成される役員選出のための理事会を招集することができる。役員選出のための理事会は該当者の5分の4以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数による。

第15条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事および事務局長によって構成され、会長が随時招集し、理事会の委嘱にもとづき、次の事項に関する提案と執行にあたる。

- (1) 事務局の管理・運営
- (2) 学会の運営に関する調査、会報の編集、および文書の作成
- (3) 大会の企画運営、および例会の連絡・調整
- (4) 予算案・決算報告書の作成
- (5) その他、理事会の委嘱による本会の事業

第16条 会員は各地区組織に属する。地区組織については細則で定める。

第17条 編集委員会，選挙管理委員会，国際交流委員会，学会賞審査委員会，広報委員会の規定については，各委員会規定で別に定める。

第18条 会長は，本会の運営に関して審議する諮問機関を理事会の承認を得て設置することができる。

第19条 会長は，理事会の推薦に基づき，正会員（役員，各委員会委員を除く）の若干名を参事として委嘱することができる。参事は役員及び各委員会，事務局等を補佐する。参事の任期は委嘱された年度末までとし，再任を妨げない。

第四章 会 計

第20条 本会の経費は，会費その他の収入によって支弁する。

第21条 本会の会計年度は，毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 会計監事は，毎年1回以上，本会の会計を監査する。

附 則

この会則は，平成28年10月8日から施行する。

| | |
|------------------|------------------|
| 昭和46年10月5日 制定 | 平成8年10月12日 一部改正 |
| 昭和47年10月20日 一部改正 | 平成10年9月19日 一部改正 |
| 昭和48年10月5日 一部改正 | 平成12年10月14日 一部改正 |
| 昭和49年10月8日 一部改正 | 平成15年10月18日 一部改正 |
| 昭和50年10月8日 一部改正 | 平成18年10月28日 一部改正 |
| 昭和52年10月8日 一部改正 | 平成20年6月3日 一部改正 |
| 昭和56年9月28日 一部改正 | 平成22年9月25日 一部改正 |
| 昭和59年9月27日 一部改正 | 平成28年10月8日 一部改正 |
| 平成6年10月8日 一部改正 | 令和2年10月17日 一部改正 |
| 平成7年9月30日 一部改正 | |

日本音楽教育学会細則

第一章 大会および例会に関する規則

第1条 学会の大会は、年1回以上開催する。

第2条 例会は、各地区または、地区合同で年1回以上開催する。

第二章 事務局に関する規則

第3条 本会の事務局は、東京都小金井市本町 5-38-10-206 におく。

第4条 事務局の管理・運営は、会則第15条により、常任理事がこれにあたる。

第5条 事務局に次の担当を置く。

事務局長

総務

企画

会計

第6条 前条各担当の業務は、次の通りとする。

(1) 事務局長 事務局業務の総括。

(2) 総務

イ 常任理事会、理事会および総会の議案、議題の整備。

ロ その他本会の事業に必要な事務。

(3) 企画

イ 大会の企画・運営、および例会の連絡・調整。

ロ その他、会則第3条に規定する業務についての具体的事項。

(4) 会計

イ 予算ならびに決算に関する事務。

ロ 収入・支出の事務。

ハ その他本会の会計事務。

第7条 事務局に事務員をおき、有給にすることができる。

第三章 会費および会員に関する規則

第8条 会員の会費は、年間次の通りとする。ただし、名誉会員は、会費納入の義務を免じられる。

| | |
|------|---------------------|
| 正会員 | 7,000円 |
| 学生会員 | 4,000円 |
| 団体会員 | 10,000円 |
| 賛助会員 | 1口 10,000円 (但し3口以上) |
| 特別会員 | 7,000円 |

第9条 会員は、毎会計年度のはじめに会費を納入しなければならない。新入会員は、入会時に会費を納入するものとする。

2 会費を2年間滞納した者（自然退会者）は、会員の資格を失う。原則として、自然退会后2年間は、再入会できない。なお、この間に入会を希望する場合は、滞納期間の会費を納入し、理事会の承認を得なければならない。

3 退会を申し出た者（申し出退会者）は、原則として、退会后2年間は再入会できない。なお、この間に入会を希望する場合は、退会期間の会費を納入し、理事会の承認を得なければならない。

第10条 会員としての義務を履行しない者、あるいは、会の名誉を損なう者は、理事会の議決によって会員の資格を停止することができる。

第11条 会員は、死亡および退会によって資格を失う。

第四章 地区組織に関する規則

第12条 本会に次の8地区を置く。

| | |
|--------|---|
| 北海道地区 | (北海道) |
| 東北地区 | (青森県, 秋田県, 岩手県, 宮城県, 山形県, 福島県) |
| 関東地区 | (東京都, 神奈川県, 埼玉県, 群馬県, 栃木県, 茨城県, 千葉県, 山梨県) |
| 北陸地区 | (新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 長野県) |
| 東海地区 | (静岡県, 愛知県, 三重県, 岐阜県) |
| 近畿地区 | (大阪府, 京都府, 滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県) |
| 中国四国地区 | (岡山県, 広島県, 鳥取県, 島根県, 山口県, 香川県, 徳島県, 高知県, 愛媛県) |
| 九州地区 | (福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県) |

第13条 会員の所属地区は、現住所または所属機関の所在地のうち本人が申し出た地区とする。

第14条 各地区会員は、地区担当理事を中心にして各地区における研究活動の活性化と普及に努めるものとする。

第五章 役員選挙に関する規則

第15条 役員選挙権は、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。

- 第16条 会長の被選挙権は、連続10年以上の会員歴を有し、理事の経験があり、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。
- 第17条 理事の被選挙権は、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。ただし、通算して理事を8期つとめた会員は、被選挙権者となることができない。また、理事選挙が行われる年度内に満70歳以上になる会員は、被選挙権者であることを辞退することができる。
- 第18条 会長・理事選挙の期日は、改選前年度の総会前とする。
- 第19条 理事定数は会長1名を除いて20名とする。
- 第20条 各地区の理事定員は、各地区ごとの正会員数に応じて次のように定める。
- (1) 各地区の理事の数は、理事定数20を正会員総数で除し、これに当該地区の正会員数を乗し（以下この条において「数値A」という）小数点第1位を四捨五入して得た整数（以下この条において「数値B」という）とする。但し、数値Bが1に満たない時は1とする。
 - (2) 前項の場合において数値Bの総計が20を超えるときは、繰り上げのあった地区の数値Aの小数点第1位以下の数値の最も小さいものから順次減じ（但し、数値Bを1とした地区は除く）、20にする。また、数値Bの総計が20に満たないときは、繰り上げのない地区の数値Aの小数点第1位以下の数値の最も大きいものから順次加えて20にする。
 - (3) 前項の規定によっても各地区の定数を決定することができない場合は、抽選による。
- 第21条 理事選挙において、投票用紙に記入できる人数は次の通りとする。
- (1) 定数1名の地区においては1名とする。
 - (2) 定数2名の地区においては2名までとする。
 - (3) 定数3名以上の地区においては、定数を2で除した数（小数点第1位は切り上げ）までとする。
- 第22条 理事当選者に会長当選者が含まれている場合は、会長当選者の所属地区の次点者を理事当選者とする。
- 第23条 所属地区を移動した場合は、理事の資格を失う。
- 第24条 選挙の管理・運営は、会長委嘱の委員によって構成された選挙管理委員会がこれにあたる。

附 則

この細則は、令和2年10月17日から施行する。